

- ①学生に『就業体験』させられる自社業務・部署をできるだけ具体的に・たくさん書き出してみてください。

例：設計、品質保証、総務、施工、展示会出展...

- ②下記に該当する業務・部署を○で囲んでください。

- ・ 学生の安全管理が出来るか？
- ・ 情報管理、知財権の帰属を担保できるか？
- ・ 現場社員の伴走・助言のもと、学生が主体的に行動できるか？

参考：インターンシップ受け入れに関する学生の安全確保や労働関係法令順守に関する行政の見解
「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る 取組の推進に当たっての基本的考え方」
(令和4年6月13日三省合意)

(2) 学生を受け入れる企業等におけるインターンシップを始めとするキャリア形成支援に係る取組についての留意事項

- ④ 安全、災害補償の確保、ハラスメントへの対応

実施中の学生の事故等への対応については、大学等、企業等の双方において十分に留意する必要があるが、現場における安全の確保やハラスメントへの対応に関しては、企業等において責任をもった対応が必要である。また、万一の災害補償の確保に関しても、大学等と事前に十分協議し、責任範囲を明確にした上で、それぞれの責任範囲における補償の確保を図ることが重要である。

- ⑤ 労働関係法令の適用

取組の実施にあたり、受け入れる企業等と学生の間で使用従属関係等があると認められる場合など、労働関係法令が適用される場合もあることに留意する必要がある。その場合には、企業等において労働関係法令が遵守される必要がある。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220613002/20220613002-1.pdf>

「成長する企業のためのインターンシップ活用ガイド 活用編」(発行日不明 経済産業省)

P20-21「インターン生を採用する際の留意点」にて三省合意より詳細が言及されています。

また、P30「処遇該当確認書」P31「誓約書」等の文書様式なども適宜活用できそうです。

※こちらの資料については、三省合意以前の内容であるため、上掲箇所以外の内容については、適宜三省合意とのズレが無いかを確認しながら活用することをお勧めします。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/intern/guidebook-katsuyo.pdf>